

# 名古屋御岳キャンプカウンセラーの会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、名古屋御岳キャンプカウンセラーの会と称し、事務局を財団法人名古屋市民休暇村管理公社(以下公社と略称する)内におく。
- 第2条 本会は、名古屋市民御岳休暇村(以下休暇村と略称する)において活動するキャンプカウンセラーをもって組織する。
- 第3条 本会は、休暇村においての市民の健全な野外活動の向上に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、会員の技術・知識・親睦を高めるための研修及び諸活動を行なう。

## 第2章 機 関

- 第5条 本会に、下記の機関をおく  
総会 役員会 実行委員会
- 第6条 総会は、この会の最高議決機関であつて、本会の役員と会員をもって組織し、毎年1回10月に委員長がこれを招集する。  
ただし、止むを得ぬ場合は、他の月にできる限り早く招集する。なお、次の場合は臨時にこれを招集せねばならない。
1. 会員の3分の1以上の要求があるとき。
  2. 役員会の3分の2以上の要求があるとき。
  3. 公社より要求があるとき。
- ただし、緊急止むを得ぬ場合は、役員会をもって臨時総会に替へることができ、この場合は、次期総会において承認を経なければ

ならない。

総会は委任状を含めて、全会員の3分の2以上の出席によって成立する。ただし、委任状は出席会員の3分の1以上であってはならない。

議事は出席者の過半数で決める。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決める。

議長は総会において、会員の中からこれを選出する。

第7条 総会は下記の事項を議決する。

- 1 会則の変更
- 2 本会の運営基本方針
- 3 予算と決算
- 4 その他とくに重要な事項

第8条 役員会は本会の執行機関で正副委員長、総務部長、企画部長、財政部長及び各班リーダーをもって組織し、委員長が随時これを招集し、総会で議決した事項の執行にあたる。

第9条 実行委員会は、本会の役員会において、必要と認められた場合、会員の中から実行委員を選出し、定められた活動の遂行にあたる。

### 第3章 役員

第10条 本会に下記の役員をおく。

|        |     |
|--------|-----|
| 委員長    | 1人  |
| 副委員長   | 1人  |
| 総務部長   | 1人  |
| 企画部長   | 1人  |
| 財政部長   | 1人  |
| 各班リーダー | 若干名 |

第11条 本会の役員は総会において選出される。ただし各班リーダーを除く。

第12条 本会に会計監査2人をおく。会計監査は総会において選出される。

第13条 委員長は本会を代表し、事業を統轄する。  
副委員長は委員長を補佐し、委員長に専断あるときはその職務を代行する。  
総務部は本会の運営事務にあたり、記録の作成資料の収集および整理保管にあたるとともに、機関紙、資料等の発行をし、他の部に属しないことにあたる。  
総務部長は委員長を補佐し、総務部を統轄して業務の遂行にあたる。  
企画部は本会の事業の企画にあたる。  
企画部長は委員長を補佐し、企画部を統轄して業務の遂行にあたる。  
財政部は会費の徴収、会計事務および財務にあたる。  
財政部長は委員長を補佐し、財政部を統轄して会計事務および財務を掌理する。  
会計監査は会計事務を監査し、その経過を総会に報告するものとする。  
各班リーダーは、各グループにおいて選出され、各リーダーは各班を統轄する。  
各部は原則として各班1人ずつ選出する。

第14条 役員任期は1年とする。ただし役員に欠員を生じた時は、補欠選挙を行なう。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第15条 本会の会員が役員リコールを要求し、総会の席上で3分の2以上の賛同があれば役員リコールとする。

ただし、次期役員は、即時選出しなければならない。  
なお、前役員は引継ぎ期間として1ヵ月を置く。

## 第4章 入会および脱退

第16条 本会に入会しようとする者は、規定の申込書に  
自署のうえ、会費(半期分)を添えて委員長に申込み  
をする。

第17条 会員の資格は会員名簿に確認登録せられ  
たときに取得する。

第18条 会員の脱退は下記の場合とする。  
1. 総務部により確認登録(5月および10月)  
の行われる時点において登録しないとき。  
2. 本会から除名したとき。

## 第5章 会計

第19条 本会の経費は会費および補助金並びにそ  
の他の収入をもってこれにあてる。  
会費は年額600円とし、確認登録時(5月  
および10月)において半期分(300円)を1ヵ月以内  
に納入する。

ただし、役員会において緊急必要と認めた  
ときは、臨時に徴収することができる。

第20条 本会の会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年  
9月30日に終る。

第21条 収支決算は総会に報告し、その承認を経  
なければならない。

## 第 6 章 雑 則

第 22 条 本会の会則は、総会の席上3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

第 23 条 本会の解散は、総会において4分の3以上の同意を必要とする。

## 附 則

本会則は昭和48年3月25日から施行する。